

2024年10月4日

中間市子ども子育て会議委員長 大迫秀樹 様

中間市子ども子育て会議委員 白濱貴子

中間市こども計画への意見

こども子育て支援は多岐にわたりますが、ここではこれまでの中間市の子ども子育て支援計画に欠如しているこどもの貧困対策の推進にかかるこどもの居場所づくりについて意見を申し上げます。

今回の「こども計画」策定は、「第2期中間市子ども子育て支援事業計画（以下第2期計画）」が令和6年度をもって終了すること、国における「こども大綱」が令和5年に発表され子育て事業の強化が国の方針として打ち出されたことによります。

大綱は「少子化社会対策基本法、子ども若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律」、三つの法律の掲げるものを含むものでなければならないとされています。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は平成25年（2013年）6月制定、中間市の「第2期計画」は令和2年（2020年）3月～令和6年（2025年）、平成25年段階ですでに子どもの貧困・格差の問題は全国的に認識され、国は法律を作り国、都道府県、市町村に子どもの貧困対策の推進を義務付けています。

中間市は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されていたにもかかわらず、「第2期計画」で何の対策も示されないままにきています。

この間市内では民間における子ども食堂、無償の学習支援塾が立ち上がっています。

今回の「こども大綱」につぎのような記述があります。

「令和元年11月に子どもの貧困対策に関する大綱について現場には今なお支援を必要とする子どもや家庭が多く存在しその状況は依然として厳しいこと、特に貧困の状況にある子どもや家庭に支援を届けるうえでの民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多くさらなる施策の充実が必要であると報告されています。」それを受けて「こども大綱」では「今この瞬間にも貧困によって日々の食事に困る子どもや学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を得られない子ども、進学を諦めざるを得ないなど権利を侵害された状況で生きている子どもたちがいる。子どもの貧困は経済的な面だけでなく心身の健康や衣食住、進学機械学習意欲、前向きに

生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに社会的孤立につながる深刻な問題でありその解決に全力を挙げて取り組む。地域や社会全体で問題を解決するとの認識の下支援を進める。」

具体的には「すべての子ども・若者が年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう社会全体で支えていくことが必要である。その際子どもの居場所を新たに作っていくことに加え児童館、子供会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても子ども・若者にとってより良い居場所となるよう取り組む。」とあります。

「子どもの貧困対策の推進の法律」が11年前に示した状況、さらに昨年「子ども大綱」で示された現状ついて、中間市にはそのような現状はない、したがってそのような施策は必要ないと言い切れるでしょうか。

正確な実態調査、検証を行い「第2期計画」にはなかった子どもの貧困対策推進の視点を今回の「中間市こども計画」の基本理念に取り入れ、行政責任を明確にし社会全体で取り組む具体的施策の確立が急務と考えます。